

第2号議案

契約申込みに対する一般送配電事業者による検討結果  
の妥当性について

(回答予定日：平成29年1月11日)

(案)

発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が本機関による接続検討の回答（平成28年6月29日回答）と異なることから、四国電力株式会社から、送配電等業務指針第99条第2項に基づき、別紙1のとおり、当該契約申込みに対する検討結果の提出を受けたため、業務規程第97条第1項に基づきその妥当性を確認及び検証し、当該契約申込みに伴う検討結果が妥当であると認めることとし、その旨を別紙2により当該一般送配電事業者に対し通知する。

接続検討時の 受付番号	一般送配電事業者から の通知日	確認結果
AK15H0005	H28.12.15	妥当

以上

【添付資料】

別紙1：発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果

別紙2：回答書「契約申込みに伴う回答結果の妥当性確認結果について」